

大阪市避難所開設の目安

別添2

地震

(1) 設置基準

大阪市災害対策本部（以下「市本部」という。）

(ア) **市域において震度5弱以上（気象庁発表）**
を観測したとき

(イ) 大阪府域に
大津波警報又は津波警報が発表されたとき

(ウ) 市域に災害救助法（昭和22年法律第118号）
の適用を要する被害が発生したとき

(エ) その他市長が必要と認めたとき

大阪市区災害対策本部（以下「区本部」という。）

(ア) 市本部が設置されたとき

(イ) **その他区長が必要と認めたとき。**

なお、この場合は市長に報告すること。

※大阪市内最大震度での対応

大阪北部地震事例

北区 震度6弱

住之江区 震度4

⇒市内24区震度6弱対応

風水害

(1) 設置基準

大阪市災害対策本部（以下「市本部」という。）

(ア) **府域に強い台風注）が上陸、あるいは接近**するおそれがあるとき

(イ) 市域に特別警報
（大雨、暴風、波浪、暴風雪、大雪）
が発表されたとき

(ウ) 市域に災害救助法（昭和22年法律第118号）の
適用を要する被害が発生したとき

(エ) **市域に避難情報※1を発令**したとき

(オ) その他市長が必要と認めたとき

大阪市区災害対策本部（以下「区本部」という。）

(ア) 市本部が設置されたとき

(イ) **その他区長が必要と認めたとき。**

なお、この場合は市長に報告すること。

注) **府域の予想最大風速（陸上）が
30m/s以上(気象庁の階級で「強い台風」相当以上)を目安とする。**